

官禁

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

告示

-
- 編集・
独立行政法人
- ## 目 次
- ### 〔府 令〕
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）
- ### 〔復興庁令・省令〕
- 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令（復興庁・厚生労働）
- ### 〔省 令〕
- 地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八三）
 - 財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五二）
 - 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）
 - 薬事法施行規則の一部を改正する省令（同二一〇）
 - 薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令（同一二一）
 - 道路に関する規則（北海道開発局八九、九〇）
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件（金融庁六四）
- 日本国に帰化を許可する件（法務三五七）
- 返納を命じた旅券を無効とする件（外務一九九）
- 送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働四九一）
- 受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同四九二）
- 保安林の指定をする件（農林水産二二三七）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九三〇、九三一）
- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九三一）
- 砂防法第一条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九三三）
- 国土調査の実施に関する公示（同九三四、九三五）
- 旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消の件（観光庁一一一）
- 水路測量の実施に関する件（海上保安庁二〇四、二〇五）
- 道路に関する件（九州地方整備局一三一）

〔国会事項〕

- 府令

〔国会事項〕	
○内閣府令第五十五号 内閣府本府組織令(平成十二年政令第一百四十五号)第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。	外務省
平成二十四年八月三十日	
	内閣総理大臣 野田 佳彦
	内閣府令
沖縄総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。	沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する
ナ 認定経営革新等支援機関(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第十七条第二項に規定する者)をいう。)	沖縄総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。
この府令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。
〔平成十一年法律第十八号〕を削る。	〔平成十一年法律第十八号〕を削る。
附 則	附 則
○復興庁令第一号 厚生労働省令第一号 薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第一百二十号)の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のようく定める。	○復興庁令第一号 厚生労働省令第一号 薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第一百二十号)の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のようく定める。
平成二十四年八月三十日	平成二十四年八月三十日
内閣総理大臣 野田 佳彦	内閣総理大臣 野田 佳彦
厚生労働省大臣 小宮山洋子	厚生労働省大臣 小宮山洋子
厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成二十三年内閣府令第九号)の一部を次のように改正する。	厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成二十三年内閣府令第九号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「附則第五十条の」を「第五十条の」に「附則第五十条第一項」を「第五十条第一項」に改める。	第一条第一項中「附則第五十条の」を「第五十条の」に「附則第五十条第一項」を「第五十条第一項」に改める。
教育職員免許状失効関係	教育職員免許状失効関係
地方公共団体	地方公共団体
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係	相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
裁判所	裁判所
金融商品取引業者営業保証金取戻し	金融商品取引業者営業保証金取戻し
諸事項	諸事項
官庁	官庁
閣議決定等事項	閣議決定等事項
〔公 告〕	〔公 告〕
〔資 料〕	〔資 料〕
法 务	法 务
公証人任免(法務省)	公証人任免(法務省)
〔官庁報告〕	〔官庁報告〕
八	九
九	九

第八十五条第四項第一号中「化学」の下に「生物学、工学、情報学」を加え、「科目を修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した」を「専門の課程を修了した」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品等の品質管理

又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

第九十一条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号中「化学」の下に「生物学、情報学」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二百三十一号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第八十五条第三項第三号の規定に基づき、薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一

〇厚生労働省令第二百三十一号

部を改正する省令

第一条、第二条、第五条から第七条までの規定、第九条、第十条及び第十二条中「責任技術者講習等」を「総括製造販売責任者講習等」に改める。

十五条第三項第三号及び二号を加え、同項、同条第一項第一号、同条第三項第二号及び第三号、同条第五項第一号並びに同条第六項第二号中「責任技術者講習等」を「総括製造販売責任者講習等」に改める。

六、厚生労働省令第六十二号の一部を次のように改正する。

題名中「第九十一条第三項第三号」を「第八十五条第三項第三号」に改める。

第一条第一項中「規則」という。」の下に「第八十五条第三項第三号」を「規則」の下に「第八

十五条第三項第三号及び二号を加え、同項、同条第一項第一号、同条第三項第二号及び第三号、同条第五項第一号並びに同条第六項第二号中「責任技術者講習等」を「総括製造販売責任者講習等」に改める。

責任技術者講習等の区分

科

日

時間

規則第九十一条第三項第三号に規定する講習	科	日	時間
一 項第三号に規定する講習	一 医療機器の製造業に関する薬事法の規定	八時間	
二 工業標準化法(昭和二十四年法律第二百五号)、 三 製造物責任法(平成六年法律第八十五号) 四 医療機器の不具合報告制度	二 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理 三 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理 四 医療機器の不具合報告制度		

別表中

を

この省令は、公布の日から施行する。

〇金融庁告示第六十四号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

施行令(平成十一年政令第二百一号)第十二条第

二項の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融

機関を次のように定め 中小企業の海外における

商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新

たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正

する法律(平成二十四年法律第四十四号)の施行

の日(平成二十四年八月三十日)から適用する。

平成二十四年八月三十日

金融庁長官

畠中龍太郎

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指

定する金融機関は、次に定める金融機関とする。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

二 条第二項に規定する銀行業を営む者のうち

次に掲げる者

イ 銀行法第十七条の二第一項から第

三項までの規定を適用しない金融庁長官の

権限等を定める件(平成十四年金融庁告示

第三十五号)第一条の表の一の項の銀行の

欄に掲げる銀行

一 項第三号に規定する講習

二 医療機器の製造販売業に関する薬事法の規

定

十時間

習

二 工業標準化法(昭和二十四年法律第二百五号)、
三 製造物責任法(平成六年法律第八十五号)
四 医療機器の不具合報告制度

十時間

五 医療機器の責任者講習等

十時間

総括製造販売責任者講習

十時間

第一項 第二項 第三号に規定する講習	一 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理等に関する規定
	二 医療機器、工業標準化法、製造物責任法その他の関連法令
	三 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理等に関する規定
	四 医療機器の品質確保
	五 医療現場における製造販売業者の役割
	六 医療機器の不具合報告制度
	七 医療現場における製造業者の役割
	八時間

に改める。

三 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理等に関する規定

器に関する規定

(平成十六年厚生労働省令第百六十九号)のうち医療機

器の製造販売後安全管理に関する規定

(平成十六年厚生労働省令第百三十五号)のうち医療機

器に関する規定

うも医療機器に関する規定

医療機器の不具合報告制度

医療現場における製造業者の役割

八時間